

株主各位

証券コード 7326
(発送日) 2025年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月30日

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIインシュアランスグループ株式会社
代表取締役執行役員会長兼社長 乙部 辰良

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日(火曜日)当社営業時間の終了時(午後5時45分)までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権の行使]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

[インターネットによる議決権の行使]

4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時
 2. 場 所 東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー22階
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 電子提供措置事項

- (1) 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として掲載していますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sbiig.co.jp/ir/stock/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（SBIインシュアランスグループ）又は証券コード（7326）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- (2) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」及び「その他」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、上記①から③までの事項です。
会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載の連結計算書類及び計算書類のほか、上記②及び③の事項です。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

株主総会当日および決議通知等に関するご案内

- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の議決権は、書面またはインターネットによって事前に行使が可能ですのでこちらのご利用もご検討ください。
- 資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知等の発送を行わず、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。ご理解のほどお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9：00～17：00）

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び当社子会社9社により構成されており、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業を営んでおります。それぞれの主要な事業内容は次のとおりであります。

(損害保険事業)

SBI損害保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現した自動車保険、がん保険、火災保険等を提供する損害保険事業を営んでおります。また、事業法人、地域金融機関とのアライアンス強化にも取り組み、インターネット以外の販路の強化・拡大も推進しております。

(生命保険事業)

SBI生命保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現したネット専用定期保険、就業不能保険、医療保険等を提供する生命保険事業を営んでおります。また、金融機関向けに住宅ローン利用者を被保険者とする団体信用生命保険も提供しております。

(少額短期保険事業)

SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBI日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社、SBIプリズム少額短期保険株式会社、SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社、SBIペット少額短期保険株式会社(※)、及びこれら少額短期保険業者6社の持株会社であるSBI少短保険ホールディングス株式会社の7社で構成されており、各社を通じて特色ある商品を提供する少額短期保険事業を営んでおります。SBIいきいき少額短期保険株式会社は、主にインターネットや通信販売を通じて、定期保険、医療保険、介護保険等を提供しております。SBI日本少額短期保険株式会社は、主に代理店を通じて賃貸住宅総合保険や特色あるバイク保険、自転車保険等を提供しております。SBIリスタ少額短期保険株式会社は、地震補償保険や結婚式総合補償保険を提供しております。SBIプリズム少額短期保険株式会社は、主にブリーダー、ペットショップ、犬猫譲渡団体などの代理店を通じて、特色あるペット保険を提供しております。SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社は、北海道を拠点に代理店を通じて賃貸住宅総合保険を提供しております。

(※) SBIペット少額短期保険株式会社は、2024年7月1日付で住生活少額短期保険株式会社から商号を変更しております。なお、同社は、2025年4月1日付でSBIいきいき少額短期保険株式会社及びSBIリスタ少額短期保険株式会社のペット保険事業を吸収分割により承継し、主にインターネットを通じてペット保険を提供しております。

【金融経済環境】

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げに伴う所得環境の改善による個人消費の持ち直しやインバウンド消費の拡大などにより、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続や金融資本市場の変動等が国内景気の下押しリスクとして懸念される状況となりました。保険業界におきましては、自然災害等によって直接的な影響を受けられたお客様に対して、確実な保険金・給付金の支払いを行うために各種特別取扱いを実施するなど、保険事業の社会的責任を果たすための取り組みが業界全体で行われました。また、新たなサービスの創出や業務効率化に向けて、AIをはじめとしたデジタル技術を活用するなど、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する各種取り組みも推進されました。

【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、次のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率（％）
経常収益	109,339	118,463	8.3
経常利益	8,236	9,474	15.0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,450	1,988	37.1

経常収益は、すべての事業における保有契約件数の堅調な増加が主要因となり、前年度に比べ9,123百万円増加し、118,463百万円（前年度比8.3%増加）となりました。この増収効果により、前年度に一過性要因として計上した生命保険事業の責任準備金戻入額（※）の影響や保険金支払いの増加などのマイナス要因を吸収し、経常利益は前年度に比べ1,237百万円増加の9,474百万円（同15.0%増加）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、団体信用生命保険の取扱いが順調に増加したことに伴い、経常利益から控除する契約者配当準備金繰入額が大幅に増加しましたが、増収効果や繰延税金資産の計上による税金費用の減少により、前年度に比べ537百万円増加の1,988百万円（同37.1%増加）となりました。

（※）医療保険の一部について実施していた再保険の出再比率変更などにより計上したものです。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	経常収益			セグメント利益又は損失（△） （親会社株主に帰属する当期純利益）		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 （％）	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 （％）
損害保険事業	36,885	40,436	9.6	1,289	1,552	20.4
生命保険事業	40,347	44,383	10.0	760	807	6.2
少額短期保険事業	32,318	33,849	4.7	△0	230	－
報告セグメント計	109,550	118,669	8.3	2,049	2,591	26.4
セグメント間消去又は調整	△211	△205	－	△599	△602	－
連結損益計算書計上額	109,339	118,463	8.3	1,450	1,988	37.1

(注) セグメント利益の「セグメント間消去又は調整」は、当社の一般管理費等による損益であります。

(損害保険事業)

中古車販売店「ガリバー」を運営する株式会社IDOMと連携し、同社の修理工場へ入庫された自動車の修理内容や進捗状況をスマートフォン等で適時確認出来るシステムの導入に取り組むなど、自動車修理プロセスの透明性を確保する態勢構築に努めました。また、三井住友カード株式会社のカード会員様向けに、一般に比べ割安な保険料でご加入いただける団体がん保険「三井住友カード実額補償がん保険（正式名称：がん治療費用総合保険）」の募集を行い、パートナー企業とのアライアンスを通じた顧客基盤の拡大にも取り組みました。こうした取り組みの結果、2025年3月末の保有契約件数（団体がん保険の被保険者数を含む）は1,325千件（前年度末比4.5%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数の堅調な増加による保険料の増収などにより、前年度比9.6%増加の40,436百万円となりました。セグメント利益は、保険金支払いが増加したものの、増収効果に加え、繰延税金資産の計上による税金費用の減少などにより、前年度比20.4%増加の1,552百万円となりました。

(生命保険事業)

住宅ローン専門金融機関のＳＢＩアルヒ株式会社と生命保険募集代理店業務委託契約を締結し、同社の住宅ローンオンライン相談サービス「ビデオチャット相談」において、ＳＢＩ生命保険株式会社の保険商品の販売が開始されるなど、グループシナジーを活用した販路の開拓を推進しました。また、昨年度よりコールセンターにおいて運用を開始している生成AI等のテクノロジーをバージョンアップすることにより、オペレーターの教育期間

の短縮を図りつつ、これまで以上にお客様とのスムーズなやり取りを実現するなど、DX推進によるお客様の更なる利便性の向上と業務の効率化に取り組みました。こうした取り組みの結果、2025年3月末の保有契約件数（団体信用生命保険の被保険者数を含む）は627千件（前年度末比19.6%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数の順調な増加による保険料の増収などにより、前年度比10.0%増加の44,383百万円となりました。セグメント利益は、前述の前年度に一過性要因として計上した責任準備金戻入額の影響や保険金支払いの増加などのマイナス要因を増収効果が吸収し、前年度比6.2%増加の807百万円となりました。

（少額短期保険事業）

S B I いきいき少額短期保険株式会社は、2024年12月より、お客様が抱える将来の介護に対する不安に備え、ご家族と安心して過ごしていただけるよう、お客様の声に応えるかたちで商品化した「S B I いきいき少額の介護保険」の販売を開始しました。また、S B I 日本少額短期保険株式会社は、保険契約管理システムと家賃債務保証サービスを提供する企業の保証管理システムとの連携先の拡大に努め、賃貸住宅に入居されるお客様の利便性向上と同社の代理店である不動産管理会社の業務効率化に取り組みました。こうした取り組みの結果、2025年3月末の保有契約件数は1,040千件（前年度末比1.4%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数の堅調な増加による保険料の増収などにより、前年度比4.7%増加の33,849百万円となりました。セグメント利益は、この増収効果に加え、普通責任準備金（※）の積み立てが前年度に比べ減少したことなどにより、230百万円（前年度はセグメント損失0百万円）となりました。

（※）普通責任準備金は、決算日後の保険金等の支払義務を果たすために積み立てる責任準備金の一つであり、未経過保険料及び保険料積立金の合計額と初年度収支残を比較し、大きい方の金額を普通責任準備金として積み立てます。初年度収支残は、当期の収入保険料から、当該保険契約のために支出した保険金等及び当期の事業費を控除して算出されます。

【企業集団の対処すべき課題】

今後の経済動向について、海外経済は米国の通商政策などの政策動向、中国の不動産市況の停滞、中東情勢への懸念など、先行き不透明な状況が続いています。国内においては、雇用・所得環境の改善や各種政策効果により緩やかな回復が期待されますが、物価上昇の継続が消費活動に悪影響を与える可能性があります。

当社グループでは、不透明な経済情勢下における経営環境の変化や急速な技術革新に適切に対応し、お客様の便益を高め、継続的に保険事業を成長させていくため、次の3点を重点項目として取り組んでまいります。

① グループシナジーの深化による効率的な販路の拡充とグループ経営基盤の発展

インターネットリテラシーの高いSBIグループの顧客層へのアクセスやグループの事業ネットワークを活用し、効率的な販路の開拓を推進してまいります。また、当社グループ各子会社間においても、相互送客による保険商品のクロスセリングを強化するなど、効率的な保険販売の拡大に取り組んでまいります。加えて、各社の管理部門における重複業務の集約による業務効率化や、コンプライアンスやリスクに関する各子会社の取り組みや課題を当社グループ内で共有することで、企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。その他、SBIグループの重要施策であるオープン・アライアンス戦略や地方創生戦略に基づき、外部企業や地域金融機関との提携を進め新たな顧客接点を構築することで、経営基盤の強化に努めてまいります。

② テクノロジーを駆使した業界内における差別化と顧客利便性の追求

インターネットを駆使したローコスト・オペレーションにより実現する価格競争力は、当社グループの競争力の源泉と認識しております。保険引受や支払査定などにおけるAIによる業務効率化や、AIとビッグデータの組み合わせによる顧客の属性・ニーズに沿った効率的なマーケティング施策に取り組むなど、最先端テクノロジーを積極的に活用し、同業他社との差別化を推進してまいります。また、SBIグループが有するテクノロジーに対する知見や投資先であるベンチャー企業などが保有する先進技術を積極的に活用することで、顧客利便性を高めるサービスの提供を追求してまいります。

③ 独自性を発揮したニッチ戦略の実行による市場の開拓と革新的な商品開発

SBIグループとしての独自性のある戦略を構築し、潜在的な需要が見込まれる成長市場を探求し、顧客基盤の開拓を推進してまいります。また、既存市場において、同業他社との差別化や成長市場での当社グループの優位性を確立するため、独自性・革新性のある商品・サービスの開発と市場への投入に取り組んでまいります。加えて、非連続的な成長の実現に向け、少額短期保険業者を中心に、既存事業との組み合わせによる新分野の創出や、当社グループ各社とのシナジーを期待できる商品性や販路を有し、当社グループの成長に寄与するM&Aの検討を継続してまいります。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
経常収益	88,365	96,110	109,339	118,463
経常利益	5,925	6,308	8,236	9,474
親会社株主に帰属する当期純利益	891	1,240	1,450	1,988
包括利益	△722	△4,209	1,403	2,996
純資産額	43,073	38,864	39,995	42,522
総資産	192,109	191,036	210,265	217,714

ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当事業年度)
営業収益	百万円 551	百万円 827	百万円 1,031	百万円 1,164
受取配当金	—	250	459	589
保険業を営む子会社等	—	—	459	589
その他の子会社等	—	250	—	—
当期純利益	14	243	468	598
1株当たり当期純利益	0円57銭	9円80銭	18円89銭	24円13銭
総資産	百万円 40,595	百万円 40,840	百万円 41,207	百万円 41,280
保険業を営む子会社等株式等	34,955	34,955	34,955	34,955
その他の子会社等株式等	3,460	3,460	3,460	3,960

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
損害保険事業 S B I 損害保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2006年6月1日
生命保険事業 S B I 生命保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2017年3月21日
少額短期保険事業 S B I 少短保険ホールディングス株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年11月15日
S B I いきいき少額短期保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年12月14日
S B I 日本少額短期保険株式会社	本店	大阪府大阪市北区大深町3番1号	2014年4月1日
S B I リスタ少額短期保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年12月14日
S B I プリズム少額短期保険株式会社	本店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	2020年4月6日
S B I 常口セーフティ少額短期保険株式会社	本店	北海道札幌市中央区北一条西五丁目2番地9	2022年12月18日
S B I ペット少額短期保険株式会社	本店	東京都港区西新橋二丁目8番6号 (注)	2024年7月1日
当社 S B I インシュアランスグループ株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2016年12月19日

(注) 2024年7月に東京都墨田区両国二丁目10番14号から本店を移転しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

部門名	前連結会計年度末	当連結会計年度末	当期増減(△)
損害保険事業	576名	599名	23名
生命保険事業	112名	104名	△8名
少額短期保険事業	210名	237名	27名
当社	15名	15名	0名
合計	913名	955名	42名

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント等	金額
損害保険事業	928百万円
生命保険事業	812百万円
少額短期保険事業	130百万円
当社	6百万円
合計	1,878百万円

ロ 重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なものは、次のとおりであります。

事業セグメント等	内容	金額
損害保険事業	ソフトウェア開発等	704百万円
生命保険事業	ソフトウェア開発等	707百万円
少額短期保険事業	ソフトウェア開発等	67百万円

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設 立 年月日	資本金	親 会 社 が 有 する 当 社 の 議 決 権 比 率	備考
S B I ホールディングス株式会社	東京都港区	株式等の保有を 通じたグループ の統括・運営等	1999年 7月8日	181,924百万円	59.7%	

(注) 親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設 立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議 決 権 比 率	備考
S B I 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業	2006年 6月1日	11,000百万円	99.2%	
S B I 生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	1990年 7月2日	15,000百万円	100.0%	
S B I 少短保険ホールディングス株式会社	東京都港区	少額短期保険持 株会社	2012年 4月6日	1,661百万円	100.0%	
S B I いきいき少額短期保険株式会 社	東京都港区	少額短期保険業	2007年 7月3日	36百万円	100.0% (100.0%)	
S B I 日本少額短期保険株式会社	大阪府大阪市北 区	少額短期保険業	1996年 6月28日	190百万円	100.0% (100.0%)	
S B I リスタ少額短期保険株式会社	東京都港区	少額短期保険業	2006年 4月3日	30百万円	100.0% (100.0%)	
S B I プリズム少額短期保険株式会 社	宮城県仙台市青 葉区	少額短期保険業	2002年 11月1日	298百万円	100.0% (100.0%)	
S B I 常口セーフティ少額短期保険 株式会社	北海道札幌市中 央区	少額短期保険業	2005年 8月31日	50百万円	100.0% (100.0%)	
S B I ペット少額短期保険株式会社	東京都港区	少額短期保険業	2016年 4月1日	235百万円	100.0% (100.0%)	

(注) 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
乙部 辰良	代表取締役 執行役員会長兼社長	—	—
大和田 徹	取締役 執行役員 財務経理部、IR・広報部、リスク管理部担当	S B I 生命保険株式会社 取締役兼執行役員	—
長澤 信之	取締役 執行役員兼経営企画部長 法務・コンプライアンス部、経営企画部担当	S B I ホールディングス株式会社グループガバナンス・コンプライアンス部長 S B I 少短保険ホールディングス株式会社 代表取締役社長 S B I いきいき少額短期保険株式会社 取締役 S B I 日本少額短期保険株式会社 取締役 S B I 常口セーフティ少額短期保険株式会社 取締役	—
小野 尚	取締役	S B I 損害保険株式会社 代表取締役社長	—
篠原 秀典	取締役	S B I 生命保険株式会社 代表取締役社長	—
朝倉 智也	取締役	S B I グローバルアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 S B I ホールディングス株式会社 取締役副社長 ウエルスアドバイザー株式会社 代表取締役社長 S B I アセットマネジメント株式会社 代表取締役会長兼CEO S B I アセットマネジメントグループ株式会社 代表取締役社長	—
永末 裕明	取締役 (社外取締役)	—	—
渡邊 啓司	取締役 (社外取締役)	株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役	—

② 監査役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
神山 敏之	常勤監査役（社外監査役）	—	—
大鶴 基成	監査役（社外監査役）	サン総合法律事務所 客員弁護士 アウロラ債権回収株式会社 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 調査委員長 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 社外取締役	—
松尾 清	監査役（社外監査役）	松尾清公認会計士事務所 所長 日本通信株式会社 社外監査役	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 当社は、取締役 永末 裕明氏及び監査役 神山 敏之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。なお、具体的な報酬の決定は役員報酬規程によっております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、同じく株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、従業員給与の最高額、過去の同順位の取締役の支給実績、当社の業績見込み、取締役の報酬の世間相場、当社の業績等への貢献度、就任の事情などの事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めております。

取締役の賞与は原則として年1回とし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、及び賞与の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

監査役への報酬等については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の報酬等が決定されます。

② 会社役員の区分ごとの報酬等の総額及び対象となった人数

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	5名	78
監査役	3名	17
計	8名	95

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には役員賞与 8 百万円が含まれております。
2. 当事業年度に在任した取締役 9 名のうち 4 名は無報酬であります。
3. 当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は 2018 年 6 月 26 日であり、取締役の報酬総額は年額 2 億円を限度とし、各取締役の個別報酬については取締役会に一任すること、また取締役の報酬総額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まれないものとする 것을決議しております。また、監査役の報酬総額は年額 5 千万円を限度とし、各監査役の個別報酬については監査役の協議によるものとする 것을決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は 8 名、監査役の員数は 3 名であります。
4. 取締役会は、代表取締役執行役員会長兼社長乙部辰良に対し、各取締役の固定報酬である基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の会社業績等に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役執行役員会長兼社長である乙部辰良が適していると判断したためであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容の決定が、上記①の決定方針と整合していることを確認しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

① 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 小野 尚 篠原 秀典 朝倉 智也 永末 裕明 渡邊 啓司 監査役 神山 敏之 大鶴 基成 松尾 清	当社は、会社法第427条第1項の規定により、左記の非業務執行取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

② 補償契約

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人	当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
永末 裕明（社外取締役）	－
渡邊 啓司（社外取締役）	株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役 北越コーポレーション株式会社 社外監査役
神山 敏之（社外監査役）	－
大鶴 基成（社外監査役）	サン総合法律事務所 客員弁護士 アウロラ債権回収株式会社 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 調査委員長 ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 社外取締役
松尾 清（社外監査役）	松尾清公認会計士事務所 所長 日本通信株式会社 社外監査役

（注）１．ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社は、当社の親会社の子会社であります。その他の兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

２．社外取締役 渡邊 啓司氏は、2024年6月27日付で北越コーポレーション株式会社の社外監査役を退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
永末 裕明 (社外取締役)	7年9か月	当年度に開催の取締役会13回すべてに出席しております。	取締役会において、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて、損害保険分野における専門的な観点からの提言や損害保険会社の役員としての豊富な経験に基づく助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
渡邊 啓司 (社外取締役)	7年9か月	当年度に開催の取締役会13回すべてに出席しております。	取締役会において、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて、財務及び会計分野における専門的な観点からの提言や公認会計士としての豊富な経験に基づく助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
神山 敏之 (社外監査役)	8年	当年度に開催の取締役会13回すべて、監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる銀行等の金融機関における業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
大鶴 基成 (社外監査役)	8年	当年度に開催の取締役会13回のうち、12回に出席しております。また、当年度開催の監査役会13回のうち、12回に出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる法律の専門家としての豊富な経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
松尾 清 (社外監査役)	8年	当年度に開催の取締役会13回すべて、監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる会計の専門家としての豊富な経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

(注) 各氏の在任期間は、2025年3月31日現在のものです。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	5名	36	3

(注) 役員賞与の支給はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

75,000千株

発行済株式の総数

24,820千株

(2) 当年度末株主数

6,729名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
S B I ホールディングス株式会社	14,810	59.67
株式会社光通信	2,354	9.49
西 蘭 仁	419	1.69
日本証券金融株式会社	366	1.47
永井 詳二	313	1.26
光通信株式会社	259	1.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	229	0.93
藪 太一	173	0.70
生田 裕	161	0.65
浜田 憲尚	159	0.64

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	34,328	保険契約準備金	147,932
買入金銭債権	802	支払備金	24,725
金銭の信託	445	責任準備金	115,566
有価証券	146,926	契約者配当準備金	7,639
貸付金	168	代理店借	472
有形固定資産	1,002	再保険借	7,717
建物	476	その他負債	17,574
リース資産	4	退職給付に係る負債	17
その他の有形固定資産	521	価格変動準備金	1,228
無形固定資産	7,182	繰延税金負債	148
ソフトウェア	3,924	支払承諾	100
のれん	2,726	負債の部合計	175,192
その他の無形固定資産	532	(純資産の部)	
代理店貸	110	資本金	8,375
再保険貸	9,996	資本剰余金	32,043
その他資産	15,681	利益剰余金	7,542
繰延税金資産	970	自己株式	△0
支払承諾見返	100	株主資本合計	47,961
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	△5,556
		その他の包括利益累計額合計	△5,556
		非支配株主持分	117
		純資産の部合計	42,522
資産の部合計	217,714	負債及び純資産の部合計	217,714

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	118,463	生命保険事業	36,089
損害保険事業	40,300	保険金等支払金	28,013
保険引受収益	39,596	保険金	8,683
正味収入保険料	39,566	年金	713
積立保険料等運用益	30	給付金	1,511
資産運用収益	688	解約返戻金	2,667
利息及び配当金収入	477	その他の返戻金	1,320
その他の運用収益	241	再保険料	13,116
積立保険料等運用益振替	△30	責任準備金等繰入額	243
その他の経常収益	15	支払備金繰入額	243
生命保険事業	44,368	資産運用費用	1,371
保険料等収入	41,080	支払利息	23
保険収入料	28,328	有価証券売却損	440
再保険収入	12,752	金融派生商品費用	692
資産運用収益	2,653	その他の運用費用	214
利息及び配当金等収入	2,438	事業費用	5,705
有価証券売却益	54	その他の経常費用	754
為替差益	8	少額短期保険事業	33,285
貸倒当金戻入額	0	保険金等支払金	21,542
その他の運用収益	1	責任準備金等繰入額	488
特別勘定資産運用益	148	事業費用	11,217
その他の経常収益	634	その他の経常費用	36
少額短期保険事業	33,795	その他の	595
保険料等収入	33,305	経常利益	9,474
資産運用収益	3	特別損失	173
その他の経常収益	486	固定資産等処分損	41
経常費用	108,989	価格変動準備金繰入額	131
損害保険事業	39,019	契約者配当準備金繰入額	7,235
保険引受費用	27,747	税金等調整前当期純利益	2,064
正味支払保険金	24,726	法人税及び住民税等	709
損害調査費	4,291	法人税等調整額	△644
諸手数料及び集金費	△4,176	法人税等合計	65
支払備金繰入額	1,278	当期純利益	1,999
責任準備金繰入額	1,626	非支配株主に帰属する当期純利益	10
その他の保険引受費用	0	親会社株主に帰属する当期純利益	1,988
資産運用費用	227		
金銭の信託運用損	141		
有価証券売却損	2		
その他の運用費用	84		
営業費及び一般管理費	11,034		
その他の経常費用	9		

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,084	流 動 負 債	74
現 金 及 び 預 金	1,842	未 払 金	43
前 払 費 用	18	未 払 費 用	1
そ の 他	223	未 払 法 人 税 等	25
固 定 資 産	39,195	預 り 金	4
有 形 固 定 資 産	117	固 定 負 債	116
建 物	97	資 産 除 去 債 務	54
工 具 、 器 具 及 び 備 品	20	そ の 他	61
無 形 固 定 資 産	3	負 債 合 計	191
ソ フ ト ウ エ ア	3	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	39,074	株 主 資 本	41,089
投 資 有 価 証 券	7	資 本 金	8,375
関 係 会 社 株 式	38,915	資 本 剰 余 金	32,055
繰 延 税 金 資 産	28	資 本 準 備 金	21,635
そ の 他	123	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,420
		利 益 剰 余 金	658
		そ の 他 利 益 剰 余 金	658
		繰 越 利 益 剰 余 金	658
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
		純 資 産 合 計	41,089
資 産 合 計	41,280	負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,280

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,164
関 係 会 社 受 入 手 数 料	574
関 係 会 社 受 取 配 当 金	589
営 業 費 用	559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	559
営 業 利 益	604
営 業 外 収 益	1
受 取 利 息	0
雑 収 入	0
経 常 利 益	606
特 別 損 失	0
固 定 資 産 処 分 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	605
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6
法 人 税 等 調 整 額	△0
法 人 税 等 合 計	6
当 期 純 利 益	598

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

S B I インシュアランスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島 國和
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田 英生
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三井 健一郎
--------------------	--------------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S B I インシュアランスグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I インシュアランスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

S B I インシュアランスグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白田 英生
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 健一郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S B I インシュアランスグループ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

S B I インシュアランスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 神 山 敏 之 ㊞

監 査 役（社外監査役） 大 鶴 基 成 ㊞

監 査 役（社外監査役） 松 尾 清 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	おと べ たつ よし 乙 部 辰 良 (1958年4月21日生) 所有する 当社株式の数 50,000株	1981年4月 大蔵省（現財務省）入省 1998年10月 国税庁東京国税局課税第一部長 1999年7月 大蔵省（現財務省）金融企画局企画課債権等流動化室長 2000年7月 同省大臣官房信用機構課機構業務室長 2001年7月 財務省主税局税制第二課法人税制企画室長 2002年7月 金融庁総務企画局市場課長 2003年7月 同庁総務企画局信用課長 2004年7月 同庁総務企画局政策課長 2006年7月 同庁検査局総務課長 2008年7月 同庁監督局総務課長 2009年7月 同庁総務企画局参事官兼公認会計士・監査審査会事務局長 2010年7月 同庁総務企画局審議官（市場担当） 2012年7月 財務省東海財務局長 2013年6月 預金保険機構総務部長 2015年7月 財務省関東財務局長 2016年6月 同省退官 2016年10月 S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社顧問 2017年2月 弁護士登録 東京弁護士会所属 2017年3月 当社取締役会長 2017年6月 S B I ホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2018年2月 当社代表取締役執行役員会長兼社長（現任）
	取締役候補者とした理由 乙部辰良氏は、財務省関東財務局長等を歴任し、2018年2月からは当社代表取締役執行役員会長兼社長として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。また、金融分野全般における豊富な経験を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	おお わ だ とおる 大 和 田 徹 (1965年12月20日生) 所有する 当社株式の数 2,000株	1989年 4 月 エクイタブル生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）入社 2002年 7 月 アスペクタ・ジャパン株式会社入社インベストメント・グループ・ヘッド 2003年 3 月 ピーシーエー生命保険株式会社（現ＳＢＩ生命保険株式会社）入社インベストメン ト部特別勘定運用グループ・ヘッド 2006年 4 月 シュローダー投信投資顧問株式会社（現シュローダー・インベストメント・マネジ メント株式会社）入社プロダクト・スペシャリスト部部長 2007年 1 月 ピーシーエー生命保険株式会社（現ＳＢＩ生命保険株式会社）入社インベストメン ト部ヘッド 2011年 4 月 同社執行役 2012年 1 月 同社執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2015年 2 月 同社取締役執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘ ッド兼ＩＴ部ヘッド 2016年10月 同社取締役兼執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2017年 8 月 同社取締役兼執行役員（現任） 2017年12月 当社取締役兼経営企画部長 2018年 1 月 当社取締役執行役員兼経営企画部長 2019年 7 月 当社取締役執行役員（現任）
		現在の担当 財務経理部、IR・広報部、リスク管理部
	取締役候補者とした理由 大和田徹氏は、ＳＢＩ生命保険株式会社において長年にわたって経理、運用管理等を担当し、投資・運用に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	なが さわ のぶ ゆき 長 澤 信 之 (1974年11月5日生) 所有する 当社株式の数 3,000株	2003年 7 月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2004年12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社） 法務部転籍 2006年 3 月 ＳＢＩホールディングス株式会社不動産法務部長 2007年 9 月 ＳＢＩエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2009年 4 月 ＳＢＩライフリビング株式会社（現株式会社ウェイブダッシュ） 管理本部法務部長 2010年 6 月 同社取締役 2012年 8 月 同社常務取締役 2014年 5 月 ＳＢＩホールディングス株式会社法務コンプライアンス部部长 2014年12月 ＳＢＩエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2018年 1 月 当社執行役員 2018年 2 月 ＳＢＩ少短保険ホールディングス株式会社取締役企画部長 2018年 2 月 当社取締役執行役員兼総務人事部長 2019年 9 月 ＳＢＩコネクト株式会社（現ＳＢＩビジネス・イノベーター株式会社） 取締役 2020年 6 月 ＳＢＩ少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） 2020年 8 月 常口セーフティ少額短期保険株式会社（現ＳＢＩ常口セーフティ少額短期保険株式 会社） 取締役（現任） 2021年 4 月 ＳＢＩ日本少額短期保険株式会社取締役（現任） 2022年 4 月 当社取締役執行役員 2023年 3 月 当社取締役執行役員兼経営企画部長（現任） 2023年 4 月 ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社取締役（現任） 2024年 6 月 ＳＢＩホールディングス株式会社グループガバナンス・コンプライアンス部長（現 任）
		現在の担当 経営企画部、法務・コンプライアンス部
		取締役候補者とした理由 長澤信之氏は、ＳＢＩ少短保険ホールディングス株式会社の代表取締役を務め、少額短期保険事業の成長に大きく貢 献するなどの実績があり、経営者としての豊富な経験を有しております。また、ＳＢＩホールディングス株式会社 において長年にわたって法務・コンプライアンス等を担当し、法務分野における豊富な実務経験と高い倫理観を有して おります。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締 役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	お の ひさし 小 野 尚 (1959年10月17日生) 所有する 当社株式の数 2,000株	1983年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 2003年 7 月 金融庁検査局総務課調査室長 2004年 7 月 同庁監督局保険課長 2006年 7 月 財務省国際局地域協力課長 2008年 7 月 金融庁総務企画局信用制度参事官 2010年 7 月 同庁総務企画局企画課長 2011年 8 月 同庁総務企画局参事官 2014年 7 月 同庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2015年 7 月 同庁総務企画局総括審議官 2016年 6 月 財務省関東財務局長 2017年 7 月 同省退官 2017年10月 Profit Cube株式会社（現サイオステクノロジー株式会社）顧問 2017年10月 ミュージックセキュリティーズ株式会社顧問 2018年 6 月 ＳＢＩホールディングス株式会社常務取締役 2018年 9 月 ＳＢＩネオファイナンスサービス株式会社取締役（現任） 2019年 2 月 ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社取締役（現任） 2019年 4 月 ＳＢＩ生命保険株式会社代表取締役社長 2019年 4 月 ＳＢＩホールディングス株式会社顧問（現任） 2019年 6 月 当社取締役（現任） 2020年10月 一般社団法人全国団信推進協会業務執行理事 2021年 4 月 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会代表理事副会長（現任） 2024年 6 月 ＳＢＩ損害保険株式会社代表取締役社長（現任） 2024年 6 月 一般社団法人日本損害保険協会理事（現任） 2024年 7 月 一般社団法人全国団信推進協会監事（現任） 取締役候補者とした理由 小野尚氏は、財務省関東財務局長等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。当社グループにおいてはＳＢＩ生命保険株式会社代表取締役として、生命保険事業の成長に大きく貢献してきました。また、2024年6月からはＳＢＩ損害保険株式会社の代表取締役を務め、損害保険事業の成長を牽引しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	しの はら ひで のり 篠 原 秀 典 (1958年12月3日生) 所有する 当社株式の数 0株	1981年 4 月 住友生命保険相互会社入社 1999年10月 同社阪神支社長 2003年 4 月 同社営業企画部長 2005年10月 同社福岡支社長 2008年 4 月 同社執行役員兼コンプライアンス統括部長 2009年 3 月 同社執行役員兼経理部長 2010年 4 月 同社常務執行役員兼経理部長 メディケア生命担当 2011年 4 月 同社常務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部担当 2012年 7 月 同社取締役常務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部担当 2015年 4 月 同社取締役専務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当 2015年 7 月 同社執行役専務 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当 2017年 4 月 同社執行役専務 企画部・勤労部・情報システム部担当 2017年 7 月 同社取締役代表執行役専務 企画部・商品部・勤労部・情報システム部担当 2019年 4 月 同社取締役代表執行役副社長 企画部・勤労部・新規ビジネス開発部・情報システム部担当 2021年 4 月 同社取締役 2021年 7 月 同社特別顧問 2022年12月 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役 2023年 1 月 ＳＢＩネオファイナンスサービス株式会社取締役会長 2023年 1 月 アクセンチュア株式会社顧問（現任） 2023年 6 月 株式会社福島銀行社外取締役 2024年 6 月 ＳＢＩ生命保険株式会社代表取締役社長（現任） 2024年 6 月 当社取締役（現任）
	取締役候補者とした理由 篠原秀典氏は、住友生命保険相互会社取締役代表執行役副社長等を歴任され、企業経営者として豊富な経験を有しております。また、ＳＢＩ生命保険株式会社代表取締役を務め、生命保険事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	あさ くら とも や 朝 倉 智 也 (1966年3月16日生) 所有する 当社株式の数 0株	1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社（現BofA証券株式会社）入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月 モーニングスター株式会社（現ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社）入社 2000年3月 同社取締役インターネット事業部長 2004年7月 同社代表取締役社長（現任） 2007年6月 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役執行役員 2009年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社（現ウエルスアドバイザー株式会社）代表取締役社長（現任） 2012年6月 ＳＢＩ損害保険株式会社取締役 2012年6月 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2013年3月 いきいき世代株式会社（現ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社）取締役 2013年6月 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役執行役員専務 2015年2月 ＳＢＩ少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長 2015年2月 ピーシーイー生命保険株式会社（現ＳＢＩ生命保険株式会社）取締役 2015年11月 ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（現ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社）代表取締役社長 2016年1月 ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役会長ＣＥＯ 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年3月 ＳＢＩオルタナティブ・インベストメンツ株式会社（現ＳＢＩアセットマネジメント株式会社）代表取締役 2018年6月 ＳＢＩホールディングス株式会社専務取締役 2021年12月 住信ＳＢＩネット銀行株式会社取締役 2022年7月 ＳＢＩホールディングス株式会社取締役副社長（現任） 2023年1月 岡三アセットマネジメント株式会社（現ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）取締役（現任） 2023年6月 ＳＢＩアセットマネジメント株式会社代表取締役会長兼ＣＥＯ（現任） 2023年6月 ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社代表取締役社長（現任） 2024年2月 ＳＢＩオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社取締役（現任） 2024年4月 ＳＢＩレオスひふみ株式会社取締役（現任） 2025年4月 ＳＢＩデジタルアセットホールディングス株式会社代表取締役会長（現任）
	取締役候補者とした理由 朝倉智也氏は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社代表取締役社長を務め、資産運用サービス事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	なが すえ ひろ あき 永 末 裕 明 (1951年4月9日生) 所有する 当社株式の数 0 株	1975年 4 月 大東京火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 2001年 4 月 あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員九州営業本部長 2007年 7 月 同社専務取締役営業開発部長兼首都圏戦略室長 2008年 6 月 同社代表取締役専務執行役員 2010年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長執行役員営業開発本部長兼リテール営業開発本部長 2013年 4 月 同社取締役副社長執行役員地域営業推進本部長 2014年 4 月 同社顧問 2015年 6 月 S B I ホールディングス株式会社社外監査役 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 永末裕明氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長等を歴任され、企業経営者として豊富な経験を有しており、引き続き当該知見を活かして特に損害保険分野において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	わた なべ けい じ 渡 邊 啓 司 (1943年1月21日生) 所有する 当社株式の数 0株	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 1987年7月 青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）代表社員（同時にPrice Waterhouse（現PwC Japan有限責任監査法人）Partner就任） 1995年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年4月 同所代表社員 2000年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader 2008年6月 株式会社朝日工業社社外取締役 2010年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2011年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス）社外取締役（現任） 2017年6月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）社外監査役 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年6月 株式会社うかい社外取締役
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 渡邊啓司氏は、長年にわたり公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。引き続き当該知見を活かして特に財務及び会計分野において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永末裕明氏、渡邊啓司氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は永末裕明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、永末裕明氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
4. 渡邊啓司氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に基づき、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 永末裕明氏、渡邊啓司氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は小野尚氏、篠原秀典氏、朝倉智也氏、永末裕明氏、渡邊啓司氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として若松亮氏を選任することをお願いするものであります。

なお、若松亮氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

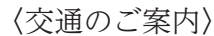
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
わか まつ りょう 若 松 亮 (1974年9月14日生) 所有する 当社株式の数 0株	2001年 3 月 裁判所書記官（横浜地方裁判所） 2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2006年11月 弁護士登録換（第二東京弁護士会） 2006年11月 四樹総合法律会計事務所入所 2015年 7 月 S B I 生命保険株式会社社外監査役（現任） 2017年 2 月 S B I リスタ少額短期保険株式会社社外監査役 2018年 1 月 若葉パートナーズ法律会計事務所弁護士（現任） 2020年 4 月 医療法人社団シャローム会理事（非常勤）（現任） 2024年 6 月 S B I リスタ少額短期保険株式会社社外監査役（現任） 2024年 6 月 住生活少額短期保険株式会社（現 S B I ペット少額短期保険株式会社）社外監査役（現任）
補欠の社外監査役候補者とした理由 若松亮氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若松亮氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認され、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は独立役員として指定する予定であります。
3. 若松亮氏は、過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、補欠の社外監査役候補者とした理由に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 当社は若松亮氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第36条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。同氏が監査役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以 上

会場 東京都港区六本木一丁目6番1号
 泉ガーデンタワー22階
 TEL 03-6229-0881



なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

